

# 「資源のスマートな利用」を宣言する事業所を募集します！

募集用紙

三重県では、持続可能な循環型社会の構築を促進するため、  
「資源のスマートな利用」を宣言し、新たに自主的な取組を実施する事業所・団体を募集する  
「みえスマートアクション宣言事業所登録制度」を令和2年10月30日から開始しました！  
応募いただいた事業所・団体は、「みえスマートアクション事業所」として登録し、  
県HP等で公表します。随時募集を受け付けていますので、積極的なご参加を、お願いいたします。

※「資源のスマートな利用」とは、製品の生産、流通、販売、廃棄等に至るライフサイクルの各段階で、  
環境負荷低減を図りつつ、資源循環を推進する取組のことです。

下枠内を記入し、電子メール(FAXも可)でご応募ください。



登録制度  
のHP

## ○これから新たに実施していただく資源のスマートな利用に係る取組を 宣言

裏面の取組一覧から該当する取組の番号をご記入ください。(複数選択可能です)

裏面以外で資源のスマートな利用に資する取組を実施頂く場合、その内容をご記載ください。

企業・事業所名： \_\_\_\_\_

担当者氏名： \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_

電話： \_\_\_\_\_ F A X： \_\_\_\_\_

電子メールアドレス： \_\_\_\_\_

(頂いたアドレスは、資源のスマートな利用に関する情報提供等に活用します。)

ホームページURL： \_\_\_\_\_

(取組を紹介するHP等。県HPに頂いたURLのリンクを張ります。)

電子メール(FAXも可)でご応募ください。ご不明点はお気軽にお電話ください(TEL 059-224-3310)

宛先： 三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課

F A X: 059-222-8136(本紙を直接ご送付ください)

電子メール: [haikik@pref.mie.lg.jp](mailto:haikik@pref.mie.lg.jp)



みえスマートア  
クション宣言事  
業所登録制度の  
HP

○ 県のHPで、みえスマートアクション事業所名や宣言内容を公表します。

○ 「みえスマートアクション宣言事業所登録制度」のHP (<https://www.pref.mie.lg.jp/HAIKIK/HP/m0058000107.htm>)

○ 「みえスマートアクション宣言事業所登録制度」のロゴを募集しておりますので、是非ご応募ください。

(募集期間：令和2年10月30日から令和3年1月15日) (HP) <https://www.pref.mie.lg.jp/HAIKIK/HP/m0058000107.htm>

## 資源のスマートな利用を推進する取組例

分類	番号	取組例
廃棄物の削減	1-1	一般廃棄物を〇年比で〇%削減する。
	1-2	廃棄物排出量及び廃棄物最終処分量を把握し、削減に取り組む。
	1-3	不必要なワンウェイプラスチックの利用を削減する。
	1-4	マイバッグ・マイボトル等を利用する。
廃棄物の発生抑制	2-1	品質劣化等による不良在庫を減らすため、在庫数量の適正化等在庫管理を徹底する。
	2-2	使い捨て製品(紙コップ、使い捨て容器入りの弁当等)の使用や購入を抑制する。
	2-3	再使用またはリサイクルしやすい製品を優先的に購入し、使用する。
	2-4	詰め替え可能な製品の利用や備品の修理等により、製品等の長期使用を進める。
	2-5	フードバンク等へ食品を提供する。
	2-6	こども食堂の運営や運営の支援を行う。
廃棄物の適正処理	3-1	電子マニフェストを活用し廃棄物の適正な処理を行う。
	3-2	優良産廃処理業者を活用し廃棄物の適正な処理を行う。
生産	4-1	総製品生産量または総商品販売量をまとめることで、環境へ負荷をかける製品・商品を把握し、環境負荷の削減に取り組んでいる。
消費	5-1	用紙使用量を〇年比で〇%削減する。
省資源	6-1	打合せや会議の資料等については、ホワイトボードやプロジェクターの利用により、ペーパーレス化に取り組んでいる。
	6-2	使用済み用紙、ポスター、カレンダー等の裏紙が活用できる紙は可能な限り利用するよう工夫している。
	6-3	コピー機は、枚数や拡大・縮小の誤り等のミスコピーを防止するため、使用前に設定を確認するとともに、次に使用する人に配慮し、使用後は必ず設定をリセットしている。
グリーン購入	7-1	グリーン購入の購入率を〇%以上にする。
	7-2	環境に配慮した物品等の調達に係る方針、基準等を作成し、それらに基づき物品リストを作成し、リストに基づく購入を大々している。
	7-3	環境ラベル認定等製品を優先的に購入している。
	7-4	省エネルギー基準適合製品を購入している。
	7-5	修理や部品交換が可能で、部品の再使用、素材の再生利用が容易な設計の製品を優先的に購入、使用している。
	7-6	木材の調達にあたり、跡地の緑化、植林、環境修復が適切に行われていることに配慮したり、または跡地緑化等を考慮したりしている。
	7-7	調達する原材料(木材、水産品、農作物、鉱物等)の原産地を把握している。
環境配慮	8-1	自社製品及び社外から購入する部品等について、想定される環境負荷のチェックリストを作成している。
	8-2	新製品開発、モデルチェンジ等にあたり、環境負荷の測定・記録や製品アセスメント(製品が廃棄物になった場合の適正処理困難性の評価、製品の生産から消費、廃棄に至る各段階での環境負荷の評価(ライフサイクルアセスメント)等を含む)を実施している。
	8-3	環境負荷の少ない建築材の使用、建築材の使用合理化等(合板型枠等の木材の使用合理化、高炉セメント、エコセメント、再生素材の積極的使用等)を依頼している。
	8-4	三重県認定リサイクル製品を利用している。
リサイクル	9-1	生産工程から発生する金属屑、紙屑、廃液、汚泥等の回収・再利用のための設備やラインを設け、活用している。
	9-2	紙、金属缶、ガラスびん、プラスチック、電池等について、分別回収ボックスの適正配置等により、ごみの分別を徹底している。
	9-3	回収した資源ごみがリサイクルされるよう確認している(委託業者等に対して)。
	9-4	食堂等における食べ残し、食品残渣等の有機物質については可能な限りコンポスト化(堆肥化)し、土壌に還元、利用している。
	9-5	リサイクルしやすいよう、素材の種類や製品の部品点数の削減や、ネジの数を減らすこと等による解体しやすい構造を指向している。
	9-6	非再生性資源の使用量削減(建築物の環境負荷低減性)。
	9-7	水平リサイクル等の高度なリサイクルへの参加、協力。
製品・サービス	10-1	簡易包装の推進、多重包装の見直し等を推進している。
	10-2	製品等の輸送の際には、繰り返し利用できるパレットや通い箱を利用している。
	10-3	再生資源を使用した商品、再生可能な商品、繰り返し使える商品、省エネ・省資源型の商品、容器包装を簡素化した商品、環境ラベル認定等製品等を重点的に販売している。
	10-4	製品の使用時や廃棄時の環境負荷の量をカタログ等に表示している。
	10-5	エコマーク及び自ら制定したマークや宣言等を製品やパンフレット等に表示している。
地域貢献	11-1	地産地消の推進に取り組む。
	11-2	地元ブランドの推進に取り組む。
	11-3	地域清掃活動の実施(参加)。